

## 消防団協力事業所について

### ●消防団協力事業所とは

平成 18 年 11 月に総務省消防庁において創設された制度で、地域の消防防災力の充実強化と、消防団組織と事業所との連携・協力体制を図ることを目的としています。

十日町地域広域事務組合では、消防団員の確保に協力したり、従業員の消防団活動への配慮をしている事業所等に対して表示証を交付しています。



### ●消防団協力事業所に対する優遇措置について

県では、消防団協力事業所に対する優遇措置として、地域保全型工事における地域貢献地元企業の認定要件に「消防団に対する協力活動（消防団協力事業所として市町村から認定を受けた場合に限る）」を追加しました。（地域保全型工事の概要及び各地域整備部等の要領等については※1・2参照）

また、県の建設工事入札参加資格の主観点を改正し（※3参照）、これは平成28・29年度建設工事入札参加資格から、「社会貢献活動」に係る評点が新設され、その中に消防団協力事業所が追加されたものです。

[※1：地域保全型工事の概要リンク](#)

※2：各地域整備部等の要領等

新潟県ホームページのトップページの左上の「事業者・就業者版」若しくは「地域版」に入り、「その他新着情報一覧」に掲載しています。（2015年2月～2日）

[※3：建設工事入札参加資格主観点の改正についてリンク](#)